

健康保険証とマイナンバーカードの 一体化(マイナ保険証)に向けた 対応について

マイナンバーカードを健康保険証として利用できます

令和6年（2024年）12月2日に健康保険証は廃止され、マイナ保険証による医療機関等の受診を基本とした仕組みに変わります。

マイナ保険証で受診する主なメリットは以下の通りです。

※マイナ保険証とは…マイナンバーカードを健康保険証として利用登録したものです。

安心

よりよい医療が受けられる！

- 特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査を防ぎ、自身の健康・医療データに基づくより適切な医療を受けられます。 ※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクも減少します。 ※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 旅行先や災害時に受診する際も、薬の情報等が連携されます。

便利

各種手続きも便利・簡単に！

- 医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が不要になります。
- 就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要になります。
- 高齢受給者証の持参も必要なくなります。
- マイナポータルで医療費通知情報を入手でき、医療費控除の確定申告が簡単にできます。

発行済みの健康保険証の取り扱い

従来の健康保険証は令和6年（2024年）12月2日以降、新規に発行されません。
現在お持ちの健康保険証は、退職等で資格喪失にならない限り、令和7年（2025年）12月1日まで使用できます。



※令和7年（2025年）12月1日までに退職等で使用できなくなった保険証は、会社へ返納してください。
令和7年（2025年）12月2日以降については保険証の自己破棄も可能です。

マイナンバーカードを健康保険証として利用できます

①マイナンバーカードの取得



②マイナ保険証の利用登録

※マイナ保険証とはマイナンバーカードを健康保険証として利用登録したものです。

マイナンバーカードを保険証として利用できるようにするには、ご自身で「保険証利用登録」を行う必要があります。

マイナンバーカードの保険証利用登録には3つの方法があります。



医療機関窓口の
カードリーダー



セブン銀行ATM



〈実証ベータ版〉 〈正式版〉
マイナポータル

※マイナポータルとは・・・

政府が運営するオンラインサービスです。
パソコンやスマートフォンからログインが可能で、
各種行政手続きの申請や、所得・税等の情報を確認
することができます。



③事業主へマイナンバーを提出

就職や転職をした場合は、マイナンバーを会社にご提出お願いいたします。

※マイナポイントを申し込んでいても、マイナンバーを会社に提出していない場合、マイナ保険証は利用できませんのでご注意ください。

マイナ保険証で医療機関を受診する流れ

マイナ保険証で医療機関を受診



マイナ保険証で医療機関や薬局を利用するとき、

顔認証付きカードリーダー



顔認証付きカードリーダーで受付をします

マイナンバーカードをお持ちですか？

受付付近



カードリーダーは、受付付近にあります

カードリーダーの使い方

① マイナンバーカードをカードリーダーに入れ、本人確認を行う



※カバーがついている場合は外してください

× カバーあり ○ カバーなし



① マイナンバーカードをカードリーダーに入れ、本人確認を行う

① マイナンバーカードをカードリーダーに入れ、本人確認を行う



暗証番号
(4ケタ)



顔認証

暗証番号（4ケタ）か顔認証どちらも可能です

② 同意事項の 確認&選択



過去に受けた診療内容
薬の情報

医師・薬剤師が見られるようにするか、選択

マイナ保険証を持っていない方の医療機関受診方法

マイナンバーカードを持っていない、又はマイナ利用登録をしていない方は、保険者から交付される**資格確認書**を提示すれば、マイナ保険証のメリットはありませんが、これまで通りの保険診療を受けることができます。

資格確認書の発行は以下のとおり行います。

【新規加入者】

- 資格確認書は、**令和6年（2024年）12月2日以降**、資格取得届などによる本人からの申請に基づき、会社を経由してマイナ保険証をお持ちでない加入者に発行します。

(※) 新規加入時に申請がなかった方でマイナ保険証をお持ちでない方などには、申請によらず資格確認書を発行しますが、相当な期間を要することから、できる限り資格取得届の提出時に申請をお願いします。

【既存加入者】

- 保険者が、令和7年（2025年）12月2日以降に必要と判断した場合（※）は、令和7年9月から11月に資格確認書を発行します。

(※) マイナ保険証をお持ちでない方、マイナンバーが未登録の方などに発行します。

※資格確認書の有効期限内に退職した場合、資格確認書は会社へ返納してください。
有効期限が切れた資格確認書については自己破棄も可能です。

カードリーダーが使えない場合に医療機関を受診する方法

カードリーダーがない医療機関等や故障中など、カードリーダーが使えない場合、マイナ保険証で本人確認をした上で資格情報を伝えることで、保険診療を受けることができます。



- 資格情報は「**資格情報のお知らせ**」やマイナポータルの「わたしの情報」／「医療保険の資格情報」を提示することで伝えることができます。
- 「**資格情報のお知らせ**」は、被保険者資格等の基本情報が記載されているものです。
令和6年（2024年）12月2日以降、新規加入した方に送付されます。
退職等の際に会社へ返納いただく必要はありません。

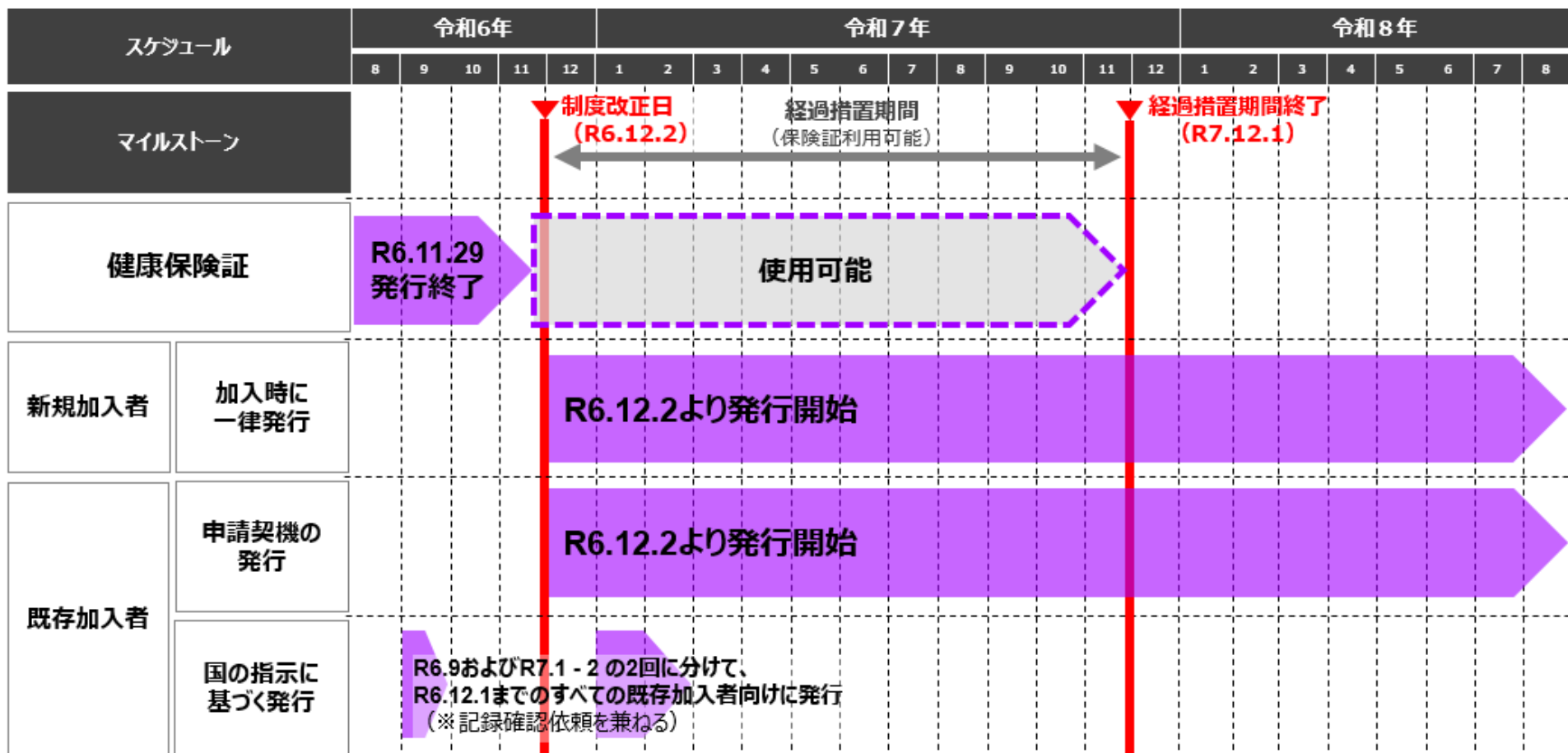
マイナンバーカードと保険証の一体化後の保険医療機関等の受診方法

No.	受診方法	使用可能機関	有効期限
①	健康保険証	全ての医療機関で使用可能	R7.12.1までの経過措置期間 終了を以て使用不可
②	マイナ保険証	オンライン資格確認が可能な医療機関のみ使用可能	無
③	資格確認書	全ての医療機関で使用可能 ※R6.12.2以降、マイナ保険証をお持ちでない方などへ、本人からの申請などに基づき発行	最大で5年
④	マイナポータル（スマホ） + マイナ保険証	全ての医療機関で使用可能 ※医療機関で受診するにはマイナ保険証によるオンライン資格確認が原則だが、オンライン資格確認不可の医療機関や、停電、ICチップ破損等有事の際には、スマホで資格情報画面を表示し、マイナンバーカードを提示することで医療機関の受診が可能。（スマホのみでの受診は不可）	無
⑤	マイナポータル（PDF） + マイナ保険証	全ての医療機関で使用可能 ※④のケースで、マイナポータルから自身のスマホ等の端末にPDF形式で医療保険の資格情報を保存し、保存した資格情報をマイナンバーカードと共に提示することで医療機関の受診が可能。（資格情報のPDFのみでの受診は不可）	無
⑥	資格情報のお知らせ + マイナ保険証	全ての医療機関で使用可能 ※④のケースでスマホ画面での表示が原則だが、スマホ対応が困難な方は資格情報のお知らせとマイナンバーカードを提示することで医療機関の受診が可能。（資格情報のお知らせのみでの受診は不可）	無

マイナ保険証・資格確認書・資格情報のお知らせの比較

	名称	形状	取得方法	使用目的	使用方法
①	マイナ 保険証	マイナンバーカード 	マイナンバーカードの入手後、マイナンバーカードの保険証利用登録を行う	カードリーダーが設置されている医療機関を受診するとき	医療機関に設置されているカードリーダーで読み取り
②	資格 確認書	従来の健康保険証と同じプラスチックカード型(色は黄色) 	・資格取得時等に申請 ・マイナ保険証をお持ちでない方に職権で発行	マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関を受診するとき	医療機関に提示
③	資格情報の お知らせ	紙製カード型 	・資格取得時に送付(申請不要) (マイナポータルから確認できる「わたしの情報」でも代用可能) ・既加入者には本年9月に送付予定	カードリーダーが使えない場合に医療機関を受診するとき	マイナ保険証と資格情報のお知らせの両方を医療機関に提示 (資格情報のお知らせのみでは受診不可)

資格情報のお知らせの発行スケジュール



資格情報のお知らせ及び加入者情報（マイナンバー下4桁）の内容

送付する資格情報のお知らせと加入者情報（マイナンバー下4桁）の内容は以下のとおりです。
なお、説明のチラシとマイナ保険証促進チラシを同封します。

資格基本情報

- 協会システムで保有している以下の資格基本情報をお知らせします。
- 記載内容は以下のとおり。
 - ・記号番号枝番 ・氏名フリガナ ・生年月日 ・負担割合 ・資格取得年月日 ・保険者名

マイナンバー（下4桁）のお知らせ（確認）

- マイナンバーの確認結果に基づき、送付物を以下の区分に分類して、個人番号（下4桁）をお知らせ（確認）します。
 - ・5情報に不一致がない者、不一致があったものの保険者で確認済みの者
 - ・5情報の一部不一致があったもののリスクが低いと判断した者
- なお、マイナンバーが未提出の者等については、個人番号の提出を依頼します。（マイナンバーの下4桁は記載しません。）

資格情報の お知らせ

- マイナ保険証で受診することができず、マイナポータルの資格情報画面を提示できない場合に、マイナンバーカードと併せてご利用いただくとともに、加入者資格を把握して円滑な健康保険の諸手続きを可能とするため、資格情報をお知らせします。
 - 記載内容は以下のとおり。
 - ・記号番号枝番 ・氏名フリガナ ・生年月日 ・資格取得年月日 ・保険者番号保険者名
- * 切り取ってご利用いただきます。

【送付物イメージ】

送付物イメージ

(記号) 12345678 (番号) 1234567
(被保険者氏名) 協会 太郎 様
(対象者氏名) 協会 太郎 様

お問い合わせ番号
00-00000000-00000000-00

〒123-4567
東京都〇〇区〇〇町 1-2-3
全国健康保険協会 〇〇支部

資格情報のお知らせ

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします（令和6年〇月〇日時点）。
なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	12345678	番号	1234567	(枝番) 00
氏名	協会 太郎			
フリガナ	キョウカイ タロウ			
生年月日	平成元年 10 月 1 月			
負担割合	3 割（令和6年〇月〇日時点）			
資格取得年月日	令和2年1月1日			
保険者名	全国健康保険協会 〇〇支部			

スマートフォンをお持ちの方は、以下の二次元コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご活用ください。

— マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら —



マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます（スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます）。

なお、現在、医療保険のデータベースに登録されているあなたの個人番号（マイナンバー）は次のとおりです（12桁のうち下4桁のみ表示）。万が一、表示されている下4桁の数字が、ご自身の個人番号（マイナンバー）の下4桁と一致していない場合には、保険者までご連絡ください。

***** 6825

1

資格情報のお知らせ

記号 12345678 番号 1234567 枝番 00
フリガナ キョウカイ タロウ
氏名 協会 太郎
生年月日 平成元年 10 月 1 日
資格取得年月日 令和2年1月1日
保険者番号 12345678
保険者名称 全国健康保険協会 〇〇支部

左を切り取ってご利用いただくこともできます
(このお知らせのみでは受診できません)

2



1 マイナンバーの下4桁が記載されています。

医療保険のデータベースに登録されてるマイナンバーの下4桁を表示しており、ご確認いただけます。

※マイナンバーの未提出等により、当協会が正確なマイナンバーが把握できていない場合、記載しておりません。

2 資格情報のお知らせです。

令和6年12月から以下の場合に使用できます。
点線で切り取って大切に保管ください。

給付金等の申請に！

- 健康保険の各種給付金等の申請に必要な健康保険の記号・番号を知ることができます。

医療機関等の受診時に！

- オンライン資格確認システム※を導入していない医療機関や健診機関等でもマイナ保険証と併せて受診できます。

※ 健康保険の資格情報等が確認できるシステム

※マイナンバーの紐づけができていない方については、マイナンバーの下4桁は記載がありません。マイナンバーの提出をお願いするため、申出書を同封します。

【封入封緘・発送・配布方法イメージ図】

被保険者、被扶養者個人ごとに作成及び封入・封緘

被保険者A



被扶養者A-1



被保険者B



被扶養者B-1

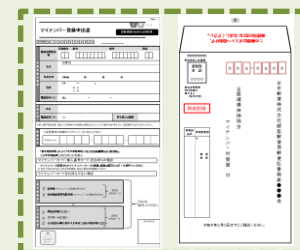


被扶養者B-2



説明チラシ

マイナ保険証
説明チラシ



※マイナンバーの紐づけができていない方のみ同封。

【事業所】



封筒または箱



被保険者A



被扶養者A-1

被扶養者B-1

被扶養者B-2

被保険者B



(記号) 12345678 (番号) 1234567
(被保険者氏名) 協会 太郎 様
(対象者氏名) 協会 花子 様

個人ごとの封筒の窓から、上記のように従業員様の氏名（被保険者氏名）と封入されている方の氏名（対象者氏名）が確認することができます。
配付いただく際には、被保険者氏名の方に配付をお願いします。

資格情報のお知らせ等に関する周知広報の取り組み

- 関係団体への協力依頼

本部：日本経済団体連合会・日本商工会議所・全国商工会連合会・

全国中小企業団体中央会・全国社会保険労務士会（令和6年4・5月）

支部：三重県商工会議所連合会・三重県商工会連合会・三重県中小企業団体中央会・三重県社会保険労務士会・三重産業保健総合支援センター・三重県内年金事務所（令和6年5・6月）

- 保険料納入告知書における周知広報（令和6年7月）

※通常同封しているチラシとは別に、協力依頼のチラシを同封

- ホームページ・健康保険委員広報紙・メールマガジンにおける周知広報（令和6年6月～）
- 算定基礎説明会・社会保険事務セミナーにおける周知広報（令和6年6・7月）
- 中・大規模事業所へ文書（一部電話）での協力依頼（令和6年6月）